

パブリック・コメント制度で

市民のみなさんのお声を、お聴かせください。

パブリック・コメント制度は、市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこうという制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

みんなで考えよう「ごみ」のこと！

宝塚市では、

一般廃棄物処理基本計画（案）に関すること

について、市民のみなさまからのご意見を募集しています。



（お問合せ先）
〒665-0827 宝塚市小浜1丁目2番15号
宝塚市クリーンセンター 管理課
Tel 0797-87-4844 Fax 0797-81-1941

一般廃棄物処理基本計画(案)についてのご意見募集(パブリックコメント)

宝塚市では一般廃棄物処理基本計画を見直ししています。

このことについてパブリックコメントを行ないます。

皆様のご意見をお聞かせください。

- 公表日 : 平成 25 年(2013 年)1 月 4 日
- 意見募集期間 : 平成25 年(2013 年)1 月 4 日～平成25 年(2013 年)2 月 4 日(必着)
- 提出方法 : 郵送・FAX・電子メール又は
クリーンセンター管理課へ直接ご持参ください。
口頭や電話での受付はおこないません。
- お問い合わせ・意見提出先

〒665-0827

宝塚市小浜1丁目2番15号

クリーンセンター管理課

TEL 0797-87-4844

FAX 0797-81-1941

電子メール m-takarazuka0042@city.takarazuka.lg.jp

一般廃棄物処理基本計画(案)の概要

1. 一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）とは、行政区域内で発生する一般廃棄物の適正処理に関する計画を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき定めるものです。

また、基本計画は、10年～15年程度の計画期間で、初年度からおおむね5年ごとに、又は制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化した場合などの際に、見直しすることとなっています。

宝塚市では、平成15年度（2003年度）から基本計画を策定し、概ね5年ごとに見直ししています。

現在の基本計画は、平成20年度（2008年度）を初年度として平成29年度（2017年度）までの10年間を計画期間として平成20年（2008年度）3月に改定されたものですが、平成25年度（2013年度）には、改定から概ね5年を迎えることから、今回、見直しを行うものです。

2. 基本計画の構成

基本計画には以下のことを定めています。

- 第1章 基本的事項
計画策定の主旨、目標年次等について
- 第2章 ごみ処理の現状と課題
ごみ処理の現状、これまでの実績、取組の状況及び課題について
- 第3章 計画の基本方向
数値目標、施策体系について
- 第4章 ごみ処理基本計画
取り組みの内容について
- 第5章 計画の推進に向けて
市民・事業者・行政の協働の取り組みと役割分担について

一般廃棄物処理基本計画(案)の趣旨、目的及び背景

宝塚市では、平成 20 年（2008 年度）3 月に「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」（以下「旧計画」という。）を改定し、宝塚市におけるごみ処理に関する方向性を示してきたところです。

国では、循環型社会形成推進基本計画を平成 20 年（2008 年度）3 月に見直し、廃棄物の減量及びその適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を平成 22 年（2010 年度）12 月に改正したことから、これまで以上に 3R の推進による環境負荷の軽減に取り組む必要があります。

また、平成 24 年（2012 年度）8 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が成立し、小型家電製品からレアメタルを回収し、リサイクルするための社会システムが整備されるところです。

さらに、市民と市行政との意見交換を通して培われたパートナーシップをより強め、市民と市行政との協働のごみ政策を進めるために、更なる減量化に向けて新たな目標を立て、その目標を共有する必要があります。

一方、宝塚市の焼却処理施設については、稼動後 24 年が経過し、その他の中間処理施設についても、経年的な老朽化が見られるため、施設の延命化を図るとともに、速やかに新施設の整備計画を策定しなければなりません。

このような状況の中、旧計画策定後の地球温暖化問題の進展やごみ減量政策の推進に伴う市民意識の変化を踏まえて、計画期間及びごみ減量化の目標数値等を見直す必要があることなどから、計画を改定するものです。

なお、本計画は、ごみの減量や資源化率の推移などの計画の推進状況やごみ処理費用などについて積極的に情報開示を進めるとともに、情報を市民と共有し、市民、事業者、行政の 3 者がパートナーシップをもって取り組むことを基本とします。

